

久留米市雇用奨励金

特定求職者雇用開発助成金^注（以下、国の助成金）の支給終了後も、障害者、母子家庭の母などを引き続き雇用する事業主に賃金の一部を助成します。

なお、制度改正により令和3年4月1日から、高年齢者（65歳以上）は、対象労働者から外れます。

ただし、経過措置として令和3年3月31日までに雇い入れられた方は、対象労働者となります。

注 ここでは、特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コースを指します。

※ 制度の内容は、変更となることがありますので、労政課、久留米市ホームページ等でご確認ください。

※ この助成金は、予算の範囲内で助成しますので、予算上限に達した場合、申請受付は終了します。

◆支給対象事業主

国の助成金の対象労働者のうち、次の方々を久留米市内の事業所に雇用している事業主。

●対象事業主は次の要件をすべて満たしていることが必要です。

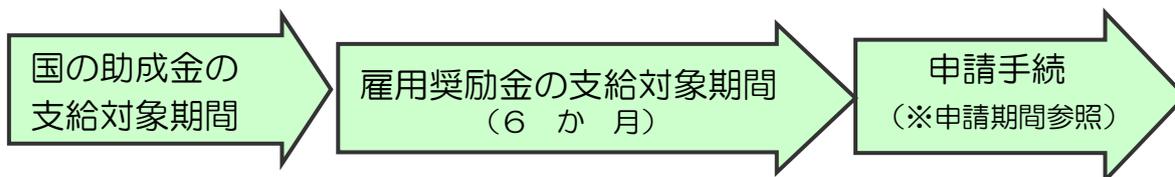
- 1 対象労働者を久留米市内の事業所で雇い入れていること（雇い入れ時点）
- 2 対象労働者が久留米市民であること（雇い入れ時点）
- 3 対象労働者を労働者災害補償保険および雇用保険に加入させていること
- 4 対象労働者を健康保険および厚生年金保険又はこれと同等の制度に加入させていること（ただし、任意適用事業所、対象労働者が健康保険および厚生年金保険の加入資格を有しない事業主を除く）
- 5 対象労働者を国の助成金の支給対象期間（最終期）に引き続き、6か月以上雇用していること

◆対象労働者

- ・身体障害者・知的障害者・精神障害者
- ・母子家庭の母等・父子家庭の父（児童扶養手当を受けている者に限る）

◆支給対象期間

国の助成金の支給対象期間が満了した日の翌日から6か月間。



◆支給額

対象労働者	支給額	支給限度額 (※1)
重度障害者	支給対象期間に支払った賃金総額の 1/3の額	30,000円×月数 (最高：18万円)
45歳以上の障害者		
45歳未満の知的障害者	支給対象期間に支払った賃金総額の 1/3の額	25,000円×月数 (最高：15万円)
精神障害者		
上記以外の人 45歳未満の身体障害者 母子家庭の母等 父子家庭の父 (児童扶養手当を受けている者に限る)	支給対象期間に支払った賃金総額の 1/4の額	20,000円×月数 (最高：12万円)

※1：支給対象期間の月数により支給限度額は異なります。

◆申請期間

久留米市雇用奨励金の支給対象期間が満了した日の翌日から2か月以内に申請書を下記提出先へ提出ください。

ただし、支給対象期間が満了した日までに国からの助成金の最終期の通知を受けていない場合は、国の通知日の翌日から2か月以内に申請書を提出ください。

※高齢者については、支給対象期間が満了した日の翌日から2か月以内。その期間内に国からの助成金の最終期の通知を受けていない場合は、国の通知日の翌日から1か月以内に申請書を提出ください。

◆問い合わせ先・申請書提出先

久留米市商工労働部労政課（久留米市役所11F）

〒830-8520 久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9046 FAX：0942-30-9707

Email：rousei@city.kurume.fukuoka.jp



くるっば

久留米市イメージキャラクター